

令和8年6月大竹市議会定例会（第3回）議案の概要

議案 番号	件名	内容	提案 説明者
1 報告 第2号	継続費繰越しの報告に ついて (大竹市一般会計) (総務部企画財政課)	○継続費に係る歳出予算の翌年度繰越額 〔一般会計〕 ・城山陸橋橋りょう補修事業 2,540,348円 ・玖波地域交流施設整備事業 133,800,000円	副市長
2 報告 第3号	繰越明許費繰越しの報 告について (大竹市一般会計) (総務部企画財政課)	○繰越明許費に係る歳出予算の翌年度繰越額 〔一般会計〕 ・戸籍総合システム・住民基本台帳システム改修事業 2,469,000円 ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業 1,166,000円 ・物価高対応子育て応援手当支給事業 205,000円 ・健康管理システム改修事業 457,000円 ・斎場屋上防水等改修事業 33,300,000円 ・PCB廃棄物処理事業 1,600,000円 ・かき生産安定緊急対策事業 20,553,000円 ・阿多田漁港本浦中浮棧橋改良事業 46,000,000円 ・クーポン券発行事業 167,777,000円 ・松ヶ原3号線3号橋補修事業 5,000,000円 ・交通安全施設整備事業（歩道床版改修工事） 20,000,000円 ・小方4号線歩道整備事業 30,740,000円 ・白石元町1号線道路改良事業 76,208,000円 ・小方14号線道路改良事業 8,000,000円 ・県営事業負担金（道路） 2,800,000円 ・磯地郷谷川河川改良事業 6,500,000円 ・県営事業負担金（砂防） 2,600,000円 ・県営事業負担金（港湾） 81,600,000円 ・駅前油見線道路改築事業 9,970,000円 ・避難所資機材整備事業 13,391,000円	副市長
3 報告 第4号	事故繰越しの報告につ いて (大竹市一般会計) (総務部企画財政課)	○事故繰越しに係る歳出予算の翌年度繰越額 〔一般会計〕 ・阿多田1号線法面改良事業 4,917,000円	副市長

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
4	報告 第5号	予算繰越しの報告について (大竹市水道事業会計予算及び大竹市下水道事業会計予算) (上下水道局業務課)	<p>1 要旨 令和7年度大竹市水道事業会計予算及び令和7年度大竹市下水道事業会計予算について、繰越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するもの。</p> <p>2 内容</p> <p>《水道事業会計》</p> <p>○建設改良費の翌年度繰越</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元町地内配水管改良工事(2工区) 65,000,000円</li> <li>・三ツ石調整池自家発電設備設置工事 25,000,000円</li> </ul> <p>《下水道事業会計》</p> <p>○建設改良費の翌年度繰越</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大竹下水処理場1・2系生汚泥ポンプ外改修工事 31,000,000円</li> <li>・小島汚水中継ポンプ場分流元ゲート更新工事 71,296,500円</li> <li>・ウォーターPPP導入検討業務 25,000,000円</li> <li>・小方排水区雨水管渠整備に伴う詳細設計見直し業務 5,317,400円</li> <li>・大竹処理区(白石合流幹線)管渠改築更新実施設計業務 8,273,100円</li> </ul> <p>○事故繰越</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新町一丁目地内支障管布設替工事 69,518,900円</li> </ul>	上下水道 局 長
5	報告 第6号	大竹市土地開発公社 の経営状況について (建設部監理課)	<p>1 令和7年度決算</p> <p>○事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測量委託費 433,000円</li> </ul> <p>○収益的収入及び支出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 17,881,539円</li> <li>・支出 17,228,037円</li> <li>・当期純利益 653,502円</li> </ul> <p>○資本的収入及び支出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 4,380,000,000円</li> <li>・支出 4,390,982,717円</li> <li>・差引不足額 10,982,717円</li> </ul> <p>※不足額の補てん財源内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過年度分損益勘定留保資金 10,982,717円</li> </ul> <p>2 令和8年度事業計画</p> <p>○事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公有地取得事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>取得事業費 20,499,000円</li> <li>処分事業費 25,550,000円</li> </ul> </li> <li>・土地造成事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>取得事業費 21,000,000円</li> <li>処分事業費 14,804,000円</li> </ul> </li> </ul>	副市長

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
6	認 第2号	<p>専決処分の承認を求 めることについて</p> <p>(大竹市税条例及び 大竹市都市計画税条 例の一部を改正する 条例)</p> <p>(市民生活部税務課)</p>	<p>1 専決処分した事件 大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正</p> <p>2 専決処分した理由 地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、大竹市税条例、大竹市都市計画税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものの。</p> <p>3 改正の主な内容</p> <p><b>【第1条関係】大竹市税条例の改正</b></p> <p>(1) 市民税関係</p> <p>ア 附則第5条の3、附則第5条の3の2関係 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について、省エネ性能の高い既存住宅で借入限度額の拡充、子育て世帯への上乗せ措置を拡充する等制度の見直しに伴い、規定を改正するもの。</p> <p>イ 附則第6条関係 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税所得割額の免除の規定の適用期限を令和12年度まで3年間延長するもの。</p> <p>ウ 附則第15条の2関係 優良住宅地等のために土地譲渡した場合の長期譲渡所得金額に係る市民税所得割額の特例の適用期限を令和11年度まで3年間延長するもの</p> <p>エ その他引用条文等の改正による項ずれ等を整理するもの。</p> <p>(2) 軽自動車税関係</p> <p>ア 第18条の3、第19条、第80条、第81条、第81条の3から第81条の9まで、第82条、第83条、第85条、第87条から第91条まで、附則第13条の2から第13条の6まで、附則第14条の2関係 軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、環境性能割に関する条文の削除、種別割を軽自動車税に改める名称の変更及びその他所要の規定の整理を行うもの。</p> <p>イ 附則第14条関係 軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税に改める名称の変更、グリーン化特例の延長、営業用軽自動車の軽減措置の適用年度終了による規定の廃止及びその他所要の規定の整理を行うもの。</p> <p>(3) 固定資産税関係</p> <p>ア 附則第8条の2関係 引用条文等の改正による項ずれを整理するもの。</p> <p>イ 附則第8条の2第22項、第8条の3第16項関係 一定の基準を満たしたバリアフリー改修が行われた劇場、音楽堂等を対象とした固定資産税・都市計画税の減額措置について、建築物移動等円滑化基準に適合する国の補助を受けバリアフリー改修を行った高齢者、障害者</p>	市民生活 部 長

			<p>等が利用する施設を加え、税額軽減相当額を国の参酌基準どおり3分の1とする規定の新設と、関係条文を整理するもの。</p> <p>ウ 附則第8条の3関係 引用条文等の改正による項ずれを整理するもの。</p> <p><b>【第2条関係】大竹市都市計画税条例の改正</b></p> <p>(4) 都市計画税関係</p> <p>ア 附則第2項、第3項関係 法改正により生じた条項ずれを整理するもの。</p> <p>イ 附則第4項、第5項関係 (3) イの固定資産税関係の改正と同様に、対象施設を拡充し、税額軽減相当額を国の参酌基準どおり3分の1とする規定の新設と、関係条文を整理するもの。</p> <p>ウ その他引用条文等の改正による項ずれを整理するもの。</p> <p><b>【附則第6条関係】合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例</b></p> <p>(5) 軽自動車税関係</p> <p>ア 題名、第1条から第4条、別記様式第1号関係 軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税に改める名称の変更を行うもの。</p> <p><b>【共通事項】</b></p> <p>(6) 施行期日 令和8年4月1日</p> <p>4 専決処分年月日 令和8年3月31日</p>	
--	--	--	---	--

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者												
7	認 第3号	専決処分の承認を求め ることについて (令和7年度大竹市一 般会計補正予算(第1 1号)) (総務部企画財政課)	<p>1 専決処分した事件 令和7年度大竹市一般会計補正予算(第11号)</p> <p>2 専決処分した理由 大竹市一般会計において補正を行うことについて、施設型給付事業において、当初見込んでいた執行額が超過することとなり、令和7年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。</p> <p>3 歳入歳出予算の補正</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">○補正予算額</td> <td style="text-align: right;">40,000千円</td> </tr> <tr> <td>○予算総額</td> <td style="text-align: right;">20,693,390千円</td> </tr> </table> <p><b>【補正予算の内容】</b></p> <p>(歳入)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">・施設型給付費等国庫負担金</td> <td style="text-align: right;">20,000千円</td> </tr> <tr> <td>・施設型給付費等県負担金</td> <td style="text-align: right;">10,000千円</td> </tr> <tr> <td>・財政調整基金繰入金</td> <td style="text-align: right;">10,000千円</td> </tr> </table> <p>(歳出)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">・施設型給付費等負担金</td> <td style="text-align: right;">40,000千円</td> </tr> </table> <p>4 専決処分年月日 令和8年3月30日</p>	○補正予算額	40,000千円	○予算総額	20,693,390千円	・施設型給付費等国庫負担金	20,000千円	・施設型給付費等県負担金	10,000千円	・財政調整基金繰入金	10,000千円	・施設型給付費等負担金	40,000千円	副市長
○補正予算額	40,000千円															
○予算総額	20,693,390千円															
・施設型給付費等国庫負担金	20,000千円															
・施設型給付費等県負担金	10,000千円															
・財政調整基金繰入金	10,000千円															
・施設型給付費等負担金	40,000千円															

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者																																						
8	議案 第34号	大竹市旅費条例の一部改正について (総務部総務課)	<p>1 改正の理由 国家公務員等の旅費支給規程の一部が改正されたことを踏まえ、職員に支給する宿泊費について宿泊費基準額を国の基準に合わせるため、改正しようとするもの。</p> <p>2 改正内容 宿泊費基準額の改定</p> <table border="1" data-bbox="639 394 1353 1151"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">宿泊費基準額</th> </tr> <tr> <th>特別職の職員</th> <th>一般職の職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>27,000円</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>26,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>千葉県 兵庫県 福岡県</td> <td>22,000円</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>埼玉県 神奈川県 新潟県 大阪府</td> <td>21,000円</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>北海道 香川県</td> <td>20,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>岡山県 広島県 熊本県</td> <td>18,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>山梨県 長野県 岐阜県 長崎県</td> <td>17,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>青森県 宮城県 群馬県 静岡県 愛知県 三重県 奈良県 島根県 愛媛県 高知県 沖縄県</td> <td>16,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>秋田県 茨城県 栃木県 富山県 滋賀県 和歌山県 佐賀県 大分県 宮崎県 鹿児島県</td> <td>14,000円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>岩手県 山形県 石川県 福井県 徳島県</td> <td>13,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>福島県 鳥取県 山口県</td> <td>12,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 公布の日</p>	区分	宿泊費基準額		特別職の職員	一般職の職員	東京都	27,000円	21,000円	京都府	26,000円	20,000円	千葉県 兵庫県 福岡県	22,000円	17,000円	埼玉県 神奈川県 新潟県 大阪府	21,000円	16,000円	北海道 香川県	20,000円	15,000円	岡山県 広島県 熊本県	18,000円	14,000円	山梨県 長野県 岐阜県 長崎県	17,000円	13,000円	青森県 宮城県 群馬県 静岡県 愛知県 三重県 奈良県 島根県 愛媛県 高知県 沖縄県	16,000円	12,000円	秋田県 茨城県 栃木県 富山県 滋賀県 和歌山県 佐賀県 大分県 宮崎県 鹿児島県	14,000円	11,000円	岩手県 山形県 石川県 福井県 徳島県	13,000円	10,000円	福島県 鳥取県 山口県	12,000円	9,000円	総務部長
区分	宿泊費基準額																																									
	特別職の職員	一般職の職員																																								
東京都	27,000円	21,000円																																								
京都府	26,000円	20,000円																																								
千葉県 兵庫県 福岡県	22,000円	17,000円																																								
埼玉県 神奈川県 新潟県 大阪府	21,000円	16,000円																																								
北海道 香川県	20,000円	15,000円																																								
岡山県 広島県 熊本県	18,000円	14,000円																																								
山梨県 長野県 岐阜県 長崎県	17,000円	13,000円																																								
青森県 宮城県 群馬県 静岡県 愛知県 三重県 奈良県 島根県 愛媛県 高知県 沖縄県	16,000円	12,000円																																								
秋田県 茨城県 栃木県 富山県 滋賀県 和歌山県 佐賀県 大分県 宮崎県 鹿児島県	14,000円	11,000円																																								
岩手県 山形県 石川県 福井県 徳島県	13,000円	10,000円																																								
福島県 鳥取県 山口県	12,000円	9,000円																																								

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
9	議案 第35号	令和8年度大竹市一般 会計補正予算(第1 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 45,383千円 (詳細は補正予算の内訳のとおり) ○予算総額 19,443,270千円	副市長

補正予算の内訳

○歳出

○歳入(歳出に充当する財源)

(単位:千円)

款	説明	補正額	款	説明	補正額	備考
3 民生費	生活保護事務に係る職員手当等	2,000	14 国庫支出金	生活保護費国庫補助金	3,314	
	システム改修委託料等	1,314				
	扶助費の追加給付	36,247	14 国庫支出金	生活保護費国庫負担金	27,185	
7 商工費	商工振興事業 (産業振興奨励金)	1,217				
9 消防費	消防団活動推進事業 (消防団員用防寒着)	4,605	20 諸収入	宝くじコミュニティ事業助成金	1,000	
			18 繰入金	財政調整基金繰入金	13,884	財源調整
合 計		45,383	合 計		45,383	

議案 番号	件名	内容	提案 説明者
10 議案 第36号	令和8年度大竹市土地 造成特別会計補正予算 (第1号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 780,993千円 (詳細は補正予算の内訳のとおり) ○予算総額 1,033,458千円 2 一時借入金の補正 ○追加額 781,000千円 ○最高額 1,033,000千円	副市長

補正予算の内訳

○歳出

○歳入 (歳出に充当する財源) (単位:千円)

款	説明	補正額	款	説明	補正額
4 繰上充用金	前年度繰上充用金 (※)	780,993	1 財産収入	土地売却収入	780,993
合 計		780,993	合 計		780,993

(※) 前年度繰上充用金について

令和7年度土地造成特別会計決算見込より

○歳出

○歳入

(単位:円)

款	決算見込額	款	決算見込額
1 造成地管理事業費	2,309,795	1 財産収入	47,075,131
2 公債費	219,352,814	2 繰入金	174,485,516
3 予備費	0	3 諸収入	1,252,066
4 繰上充用金	782,142,150		
合 計 (A)	1,003,804,759	合 計 (B)	222,812,713